

ダムの事前放流①

近年、気象変動の影響による全国的な水害の頻発・激甚化を踏まえ、政府は令和元年12月に「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」を策定し、令和2年4月に既存ダムの事前放流の実施に際し、「事前放流ガイドライン」を公表しました。

事前放流の目的

既存ダムの事前放流は、治水の計画規模や河川・ダムの施設能力を上回る洪水の発生が予測される場合に、事前に放流を行い、利水容量を低下させ、洪水調節容量を確保することで、ダム下流沿線の洪水被害の防止及び軽減を目的に実施します。

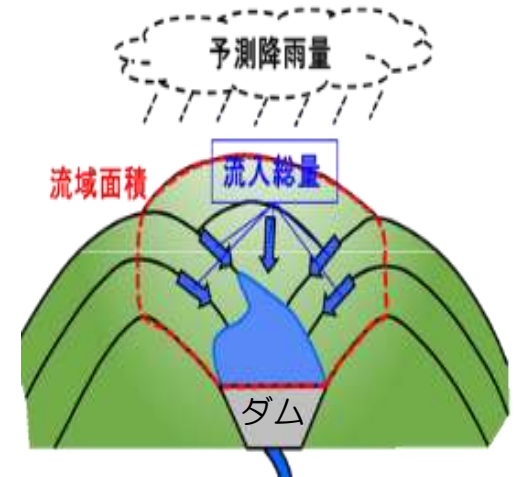


平成29年6月30日九州北部豪雨時の勝本ダム（壱岐市）
洪水調節により下流の洪水被害を防止〈国土交通省九州地方整備局提供〉

事前放流の条件

「予測降雨量>基準降雨量」である場合に降雨の72時間前から実施

- ・ 予測降雨量⇒気象庁から配信される降雨予測
- ・ 基準降雨量⇒ダムにより洪水調節が調節されることを前提として、ダム下流河川の流下能力に相当する降雨量。



長崎県の取組み

〈2級水系対象ダム〉

- 国土交通省所管ダム（県管理35ダム）
 - 治水ダム・・・11ダム
 - 多目的ダム・・・24ダム
- 厚生労働省所管ダム（市・町管理9ダム）
 - 水道用水ダム・・・3ダム
- 農林水産省所管ダム（農業用ダム9ダム）
 - 農地防災ダム・・・1ダム
 - 農業用水ダム・・・8ダム

県内の以上のダムにおいて、関係市町と協定を締結し、令和3年2月にまでに39水系47ダムにおいて事前放流の運用を開始しています。